

社会福祉法人ねはんの会が運営するグループホーム(仮称)ねはん友愛の家Ⅱの建築について一般競争入札を次のとおり行うので公告する。

令和2年 11 月 2 日

社会福祉法人 ねはんの会 理事長 氏原嗣志

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 ねはん友愛の家Ⅱ新築工事

(2) 工事場所 高知市若草町

(3) 工事概要 用途・・・寄宿舎(グループホーム)

構造・・・軽量鉄骨

面積・・・1階床面積 80.32 m<sup>2</sup> 2階床面積 81.98 m<sup>2</sup>

延床面積 162.30 m<sup>2</sup> 建築面積 81.98 m<sup>2</sup>

共通仮設、建築主体工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、  
外構工事、スプリンクラー設置工事

(4) 工事期間 契約締結の翌日から令和3年3月20日まで

(5) 予定価格 事後公表

(6) 最低制限価格 有 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項  
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
地域要件	高知市に本社または主たる営業所を有する者で高知市建設工事等一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿に登録されている者
業種	建築一式工事
格付け等級	地域要件に該当する者の内、高知市内業者はB級又はA級の者
許可区分	特定若しくは一般
施工実績等	設定しない
配置技術者	本工事の許可業種に係る建設業法第 26 条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者(監理技術者として従事する場合は、監理技術者講習の受講から5年を経過していない者であること)。また、雇用については、入札資格要件確認の時点で雇用されていること。
手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しない

2 参加申請・入札日程等

参加申請	入札に参加を希望する者は入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。	
設計図書の閲覧	期間	令和2年 11月11日8時 30 分から入札書提出期限まで
	場所	高知市春野町弘岡下2454-28 涅槃の家
電子データの閲覧	期間	令和2年11月11日から開札日まで
	場所	高知市春野町弘岡下2454-28 涅槃の家
質疑の受付回答	受付期間	令和2年 11月17日8時 30 分から 令和2年 11月17日17時まで
	場所	高知市春野町弘岡下2454-28 涅槃の家
	提出方法	FAX又は持参によること(郵送は認めない。)
	回答時期	令和2年11月18日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで涅槃の家において閲覧に付するとともに、当法人ホームページに回答する。
入札方法等	入札方式	
	提出書類	1 入札 2 工事費内訳書

入札日	入札予定日時	令和2年11月26日14時30分
	入札場所	高知市春野町弘岡下2454-28 涅槃の家 食堂棟
確認書類の提出 (落札候補者のみ)	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内(閉庁日を除く)
	場所	高知市春野町弘岡下2454-28 涅槃の家
	提出方法	持参に限る。
入札保証金	免除	
契約の保証	免除	

### 3 消費税及び地方消費税について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額にて入札すること。

### 4 その他

(1) 入札参加者は、「高知市建設工事等競争入札心得」を遵守すること。

(2) 入札回数は、1回とする。

(3) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。

(5) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。

ア 高知市事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

イ 高知市から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。

ウ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは同委員会から告発されたとき、又は落札者である個人(法人の場合にあつては、その役員及び使用人を含む)が逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。オ 落札者である個人(法人の場合にあつては、その役員及び使用人を含む)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に違反する容疑により、逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(6) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。

(7) 落札者は、契約締結までに平成23年12月26日付「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について(高知市上下水道局)」の中の誓約書(別記様式1)を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。

(8) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払による何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

(9) 当該工事開札までに、実施要領第4項第6号ア、イ、又はウに該当することとなった者は当該入札に参加できない(辞退扱いとする)。ただし、実施要領第4項第7号にあたる場合はこの限りではない。

(10) その他の条件については、高知市事後審査型制限付き一般競争入札実施要領に示すとおり。